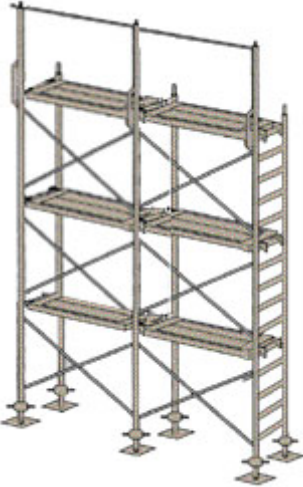
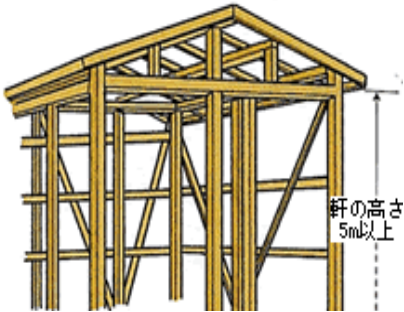


足場の猶予期間は平成29年6月までです

足場・木建



作業主任者 技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条及び第61条により、一定の危険業務については、所定の技能講習を終了した者の直接の指揮の下でなければ作業をすることができません。下記講習を開催致しますので、この機会に是非受講してください。

○平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要となりました。
※地上または堅固な床上での補助作業とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

足場の組立て等作業主任者講習

- 受講資格 21歳以上で、次の条件に該当する方
- ①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
 - ②学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、建築・土木・造船に関する学科を専攻し卒業した方で、その後2年以上同作業に従事した経験を有する方

日時 **平成29年 2月4日・5日**
午前9:00～午後17:30
場所 愛知県建築組合連合会3F 大会議室
(国保会館内)
受講料 9500円
定員 50名

木造建築物の組立て等作業主任者講習

- 受講資格 18歳以上で、次の条件に該当する方
- ①木造建築物の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
 - ②学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、建築・土木に関する学科を専攻し卒業した方で、その後2年以上同作業に従事した経験を有する方

日時 **平成29年 2月18日・19日**
午前9:00～午後17:30
場所 愛知県建築組合連合会3F 大会議室
(国保会館内)
受講料 9500円
定員 50名

仮申込書 下記にご記入の上、このままFAX(052-910-0609)でお送りください。本申込書をお送りします

氏名				生年月日	年	月	日
住所	〒						
電話	() -						
希望する講習にチェック	☐	足場の組立て等作業主任者	2月 4日(土)・ 5日(日)				
	☐	木造建築物の組立て等作業主任者	2月18日(土)・19日(日)				

愛知県建築組合連合会

職業訓練法人 名古屋職業訓練協会 建築科
〒462-0844 名古屋市北区清水5-6-9 国保組合会館2F
電話 052-910-0608 ファックス 052-910-0609